

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 11 月 26 日(月) 第 7 9 4 3 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (969) (福祉保健課) . . . . . 2 生活保護法による居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業の廃止の届出 (970) (〃) . . . . . 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (971～974) (森林保全課) . . . . . 3 指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (975) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7 指定居宅介護支援事業者の廃止 (976) (〃) . . . . . 7 指定居宅サービス事業者の指定 (977) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7 指定介護予防サービス事業者の指定 (978) (〃) . . . . . 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (98) . . . . . 8
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) . . . . . 8 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) . . . . . 10 警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第 969 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂 764	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂 764	平成 19 年 4 月 1 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂 764	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂 764	平成 19 年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第 970 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10-1	株式会社コムスン智頭ケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭 1506-1	平成 19 年 7 月 31 日
橋口政弘	鳥取市若葉台三丁目 12-3	はしぐちホームクリニック	鳥取市新 103-10	平成 19 年 9 月 30 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10-1	デイサービス・コムスン鳥取	鳥取市吉方 127-1	平成 19 年 10 月 31 日
〃	〃	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山 112-2	〃
〃	〃	株式会社コムスン湖山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目 228	〃

〃	〃	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359-9	〃
---	---	--------------------	------------	---

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン智頭ケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭1506-1	平成19年7月31日
橋口政弘	鳥取市若葉台三丁目12-3	はしぐちホームクリニック	鳥取市新103-10	平成19年9月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	デイサービス・コムスン鳥取	鳥取市吉方127-1	平成19年10月31日
〃	〃	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山112-2	〃
〃	〃	株式会社コムスン湖山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目228	〃
〃	〃	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359-9	〃

## 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山112-2	平成19年10月31日

## 鳥取県告示第971号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町郡家字後口谷613の2、613の19から613の22まで、613の25、宇小屋床628、宇牛尊谷629、630の1から630の33まで、関金町関金宿字瀬戸谷2406の1から2406の4まで、2407の1から2407の5まで

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市関金町山口字山白水1163の25、字白水奥1181、1187、1194の1、字矢櫃西平ラ1214の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市関金町郡家字山崎3の1、3の3、3の5から3の13まで、字大平ル93の1、94、関金町大鳥居字カゲト700の1、関金町明高字宮ノ前774の1（次の図に示す部分に限る。）、関金町山口字奥浅井2138の1、字中浅井2149、2151、字山天神河内2378の2（次の図に示す部分に限る。）、2378の3、関金町堀字嘉ノ首3480、3485の1、3485の2、3486の1、3487の1、字奥宮原ノ二3488の1、3488の7、3489の1、3491の1、3491の2、3492の1から3492の3まで、3493の1、字奥宮原ノ一3488の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第 972 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字杉地字家ノ上へ474、475、483の1、485から487まで、大字矢下字寺山686、687、688の1、字漆谷775、字湯屋谷西平785、786
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字杉地字家ノ上へ483の1（次の図に示す部分に限る。）、大字矢下字寺山686、687、688の1、字漆谷775、字湯屋谷西平785、786

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字杉地字家ノ上へ478、字森平529の2、530の1、530の2、大字古長字堂前558、大字矢下字漆谷774、字湯屋谷東平776、大字法万字小松原坂ノ下モ1085の1、1085の3、1086の1、1086の3

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 973 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字立石山590の53から590の55まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、宮内字宮ノ谷小谷道ノ奥196、字細越山1695、茶屋字平ル林348の1、349の1、上萩山字桐ヶ谷田1245、神福字鍛冶屋1392の2、字田ノ平ラ1405、字大原奥2015、字大原ノ上2026の3・字塩滝山2069の86（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神福字鍛冶屋1392の2・字田ノ平ラ1405（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字道ノ子山35の2、字寺林1142の1、1142の2、宝谷字道谷194、三吉字仲山尻り254の3、字四斗ナシ286の1、字穴内478の5、字床吉山鉦後口918の2、上萩山字新田山486の53、菅沢字秋原山565の5、佐木谷字打道山769の3、下阿昆縁字宇祢道892の15、字下川平山1738の4、丸山字鉄穴原林936の1・937（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、湯河字小稲積1187、三栄字雁田山1558の1、1558の6から1558の10まで、1565の1、神福字大熊山1572の51、1572の54、1572の83

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第 974 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町黒坂字久住谷西平ラ557の2、557の4、557の45から557の47まで

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第 975 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利法人 一粒の麦 理事長 井上零子	倉吉市東昭和町 173	居宅介護支援事業所 キラリ	倉吉市東昭和町173	平成19年11月 1 日

#### 鳥取県告示第 976 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野2259 -43	巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1	平成19年11月 1 日

#### 鳥取県告示第 977 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
----------------	----------------	-------------------	--------------------	-----------	-------

医療法人社団ひだ まりクリニック 理事長 福田幹久	米子市皆生温生 二丁目 20-31	医療法人社団ひだ まりクリニックひ だまり訪問看護ス テーション	米子市車尾南一 丁目 12-41	訪問看護	平成 19 年 11 月 1 日
---------------------------------	----------------------	---	---------------------	------	---------------------

**鳥取県告示第 978 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代 表者の氏名）	住所（主たる事務 所の所在地）	介護予防サービ ス事業を行う事業所 の名称	介護予防サー ビス事業を行う事 業所の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
医療法人社団ひだ まりクリニック 理事長 福田幹久	米子市皆生温生 二丁目 20-31	医療法人社団ひだ まりクリニックひ だまり訪問看護ス テーション	米子市車尾南一 丁目 12-41	介護予防訪問 看護	平成 19 年 11 月 1 日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第 98 号**

平成 19 年第 14 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 11 月 27 日（火） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
  - (1) 平成 19 年度都道府県選挙管理委員会連合会中国支会総会の開催について
  - (2) その他

**公 告**

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の種類



試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150 問

## 2 試験の日時

平成 20 年 2 月 14 日（木）午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

## 3 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂

## 4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 省令第 5 条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（平成 20 年 3 月 31 日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第 5 条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成 20 年 3 月 31 日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第 4 条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成 20 年 3 月 31 日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第 4 条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成 20 年 3 月 31 日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

## 5 受験願書の受付期間

平成 20 年 1 月 4 日（金）から同月 8 日（火）まで

なお、郵送による場合は、平成 20 年 1 月 8 日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部医療政策課（持参又は郵送によること。）

## 7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成 20 年 3 月 31 日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (3) 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 6 センチメートル横 4 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

## 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であって、収入証紙を購入することが困難なときは、10(2)の問い合わせ先に相談すること。

#### 9 合格者の発表等

- (1) 平成 20 年 3 月 12 日（水）午前 9 時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎 1 階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。
- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

#### 10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医療政策課（電話 0857-26-7190）に照会すること。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 2 日付鳥取県告示第 911 号）の内容

（告示の内容）

#### (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

酒本 亀蔵	八頭郡智頭町大字大内字香田 46 の 5
前橋美喜之助	八頭郡智頭町大字大内字上大内 380 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大内字上大内 380 の 2

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 3 通知の掲示場所 智頭町役場

## 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)大原 藤蔵の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡智頭町大字波多字ハタ谷 716 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 11 月 2 日付鳥取県告示第 913 号)の内容  
(告示の内容)
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字波多字ハタ谷 716
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)河田 重蔵の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る東伯郡湯梨浜町大字別所字四ノ東谷 459 の 4 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件

の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 2 日付鳥取県告示第 915 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡湯梨浜町大字別所字四ノ東谷 459 の 4
- （2） 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - （ア） 主伐は、択伐による。
    - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 1 級
- 2 実施日時  
平成 20 年 3 月 1 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30 名
- 5 検定の内容
  - （1） 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
    - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - （2） 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であること。
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 7 検定申請書の受付期間

平成 19 年 12 月 10 日（月）から同月 14 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

#### 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

#### 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

#### 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) 受検者は、受検票及び筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。